

第1回 ぐんま尾瀬入域協力金実証実験協議会

日時 令和8年5月22日(金)
方法 書面開催

1 議 事

- 議案第1号 ぐんま尾瀬入域協力金実証実験協議会の設立について
- 議案第2号 協議会規約及び会計処理規程について
 - (1) ぐんま尾瀬入域協力金実証実験協議会規約
 - (2) ぐんま尾瀬入域協力金実証実験協議会会計処理規程
- 議案第3号 令和8年度事業計画について
- 議案第4号 令和8年度収支予算について

議案第 1 号 ぐんま尾瀬入域協力金実証実験協議会の設立について

尾瀬国立公園群馬県域におけるぐんま尾瀬入域協力金の実証実験を通じて、特定主体だけでなく、利用者も財源を負担する管理運営体制を構築し、保護と利用の好循環の実現に寄与することを目的として、ぐんま尾瀬入域協力金実証実験協議会を設立する。

議案第2号(1)

ぐんま尾瀬入域協力金実証実験協議会規約

(名称)

第1条 本会は、ぐんま尾瀬入域協力金実証実験協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本協議会は、尾瀬国立公園群馬県域におけるぐんま尾瀬入域協力金の実証実験を通じて、特定主体だけでなく、利用者も財源を負担する管理運営体制を構築し、保護と利用の好循環の実現に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 利用者を対象とした任意の協力金制度（ぐんま尾瀬入域協力金）による協力金の収受
- (2) 尾瀬国立公園群馬県域における木道の維持管理、登山道整備等の利用環境整備や植生保護対策等の自然景観の保全に資する事業
- (3) 利用者等の理解促進のための情報発信等
- (4) 上記に関わる持続可能な実施体制の検討・関係者協議
- (5) その他

2 協議会は、前項各号に掲げる業務を、構成員に委託、補助、寄附等の方法をもって配分して実施する。また、一部を構成員以外の者に配分して実施することができる。

(協議会の構成員)

第4条 協議会は、別表1に掲げるものをもって組織する。

(役員の数及び選任)

第5条 協議会は次の役員を置くことができるものとし、各役職について、別表1に掲げる通りとする。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 監事 1名

(役員の仕事)

第6条 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。
- 3 監事は、協議会の業務及び会計を監査する。

(総会)

第7条 総会は、会員及びオブザーバーをもって構成し、必要に応じて会長が招集する。

ただし、会長が必要と認める場合には、書面による表決をもって総会に代えることができる。

- 2 総会は、次の各号に掲げる事項について審議し、決定する。
 - (1) 事業計画及び事業報告に関する事項
 - (2) 予算及び決算に関する事項
 - (3) 規則の制定及び改廃に関する事項
 - (4) その他協議会の運営に関し重要な事項
- 3 総会の議長は、会長が行う。ただし、あらかじめ指名した代理の者にその職務を代行させることができる。
- 4 総会は、会員の現在数の過半数の者が出席しなければ、議事を開き、審議決定することはできない。ただし、当該議事につき書面でもってあらかじめ意思を表示した者及び代理人をして評決を委任した者は、出席会員数に加えることができる。
- 5 総会の議事は、出席会員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところに寄る。
- 6 議長は、必要があると認めるときは、総会にその他の関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(事務局)

第8条 協議会の事務を処理するため、事務局を群馬県環境森林部自然環境課に置く。

- 2 事務局に必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第9条 協議会の経費は、ぐんま尾瀬入域協力金にかかる協力金、補助金、負担金、協賛金、寄付金及びその他収入を持って充てる。

(会計)

第10条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わるものとする。

- 2 事業報告及び決算は、監事の監査を経て、総会の承認を受けなければならない。

3 本会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(情報公開)

第11条 7条2項1号から3号に掲げる事項、及び総会の議事及び議事要旨に掲げる書類は公開する。

(解散)

第12条 協議会は、実証実験の完了その他、協議会の目的である事業が完結し、または不能となったとき、総会の決議をもって解散する。

(雑則)

第13条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この規約は、令和8年5月 日 から施行する。

ぐんま尾瀬入域協力金実証実験協議会 構成員名簿

協議会会員

(R8年5月 日現在)

No	当会役職	所属機関(団体)役職	備考
1	会長	群馬県環境森林部自然環境課 課長	行政機関・管理者
2	副会長	片品村むらづくり観光課 課長	行政機関・管理者
3	監事	一般社団法人片品村観光協会 事務局長	行政機関・管理者
4	委員	環境省関東地方環境事務所 国立公園課 課長	行政機関・管理者
5	"	東京電力リニューアブルパワー株式会社 水力部水利・尾瀬グループ グループマネージャー	行政機関・管理者
6	"	公益財団法人尾瀬保護財団 事務局長	尾瀬で保全及び維持管理活動を実施する団体
7	"	尾瀬山小屋組合 組合長	尾瀬で保全及び維持管理活動を実施する団体

オブザーバー

No	当会役職	所属機関(団体)役職	備考
1	オブザーバー	東京大学大学院農学生命科学研究科 准教授 山本 清龍	
2	オブザーバー	尾瀬ガイド協会群馬支部 事務局長	

事務局

No	当会役職	所属機関(団体)役職	備考
1	事務局長	群馬県環境森林部自然環境課尾瀬保全推進室 室長	
2	事務局員	群馬県環境森林部自然環境課尾瀬保全推進室 企画推進係員	

ぐんま尾瀬入域協力金実証実験協議会会計規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、ぐんま尾瀬入域協力金実証実験協議会（以下「本会」という。）の会計に関し必要な事項を定めるものとする。

(会計年度)

第2条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(帳簿書類の保存)

第3条 帳簿及び書類の保存期間は、5年間とする。

第2章 予算及び決算

(予算の編成)

第4条 事務局長は、毎年会計年度の予算案を作成して、会長に提出しなければならない。

2 事務局長は、予算編成後に生じた事由により、既定の予算に追加その他変更をする必要が生じたときは、会長の承認を得て補正予算を編成することができる。

3 第1項にかかわらず、事務局長は専決により、本会予算成立日まで前年度の予算に準じて執行することができる。なお執行の結果について、次の総会において報告し、その承認を求めなければならない。

(剰余金の翌年度繰り越し)

第5条 各会計年度において、決算上剰余金が生じた場合は次期に繰越ができるものとする。

(決算の完結)

第6条 本会は、毎事業年度終了後、1ヵ月以内に決算を完結するものとする。

2 事務局長は、毎事業年度終了後1ヵ月以内に決算書を作成し、証拠書類を添付して、会長に提出しなければならない。

3 会長は、前項の決算書を監事の監査に付するものとする。

第3章 収入及び支出

(収入)

第7条 収入をしようとするときは、原則として、収入の基礎となるべき書類を添付して、収入伺いによりこれを行う。

(現金の管理)

第8条 収入金は、これを直接支出にあててはならない。ただし、金融機関への振込手数料やキャッシュレス決済手数料等については、この限りではない。

2 収納した現金は、原則として、全て指定した金融機関に預け入れなければならない。

(支出)

第9条 支出の原因となるべき、契約その他の行為をしようとするときは、事務局長が行わなければならない。

2 支払いは、支払いを受ける者の請求によらなければならない。

3 事務局長は、支出決定に基づいて支払いを行い、領収証を徴しなければならない。ただし、領収証の徴収が困難な場合には、別に定める支払証明書をもってこれに代えることができる。

4 金融機関への振込みの方法により支払を行うときは、取扱金融機関の振込金受取書をもって支払先の領収証に代えることができる。

(伝票の種類)

第10条 伝票は、「収入回議書」及び「支出回議書」の2種類とする。

第4章 契 約

(契 約)

第11条 契約の事務手続きは、群馬県財務規則（平成3年群馬県規則第18号）第6章契約の規程に準じて行うものとする。

2 前項によりがたいときは、別の方法によることができる。

第5章 雑 則

(臨時措置)

第13条 この規程に定めのない会計上の措置については、事務局長の指示するところによる。

(附 則)

1 この規程は、令和8年5月 日から施行する。

議案第3号 令和8年度事業計画

1 事業内容

みんなの尾瀬をみんなで守る意識醸成を図り、特定主体だけでなく、利用者も財源を負担する管理運営体制を構築するため、ぐんま尾瀬入域協力金の実証実験を実施する。

2 実施区域

尾瀬国立公園群馬県域

3 実施時期

- ・ 第1回実証実験：令和8年8月10日～19日
- ・ 第2回実証実験：令和8年9月11日～20日

4 協力金収受場所

- ・ 鳩待峠（道標付近）
- ・ 大清水（第2売店前）

5 その他

当協議会の取組については、地元自治体や土地所有者等と綿密に情報共有し、互いに連携、協力して、効果的な対策を進められるようにする。

令和8年度ぐんま尾瀬入域協力金実証実験について

1 群馬県の課題感と解決策の提案

【現状】

- ・二ホンジカや気候変動等による自然環境の変化に加え、木道など利用施設の老朽化が問題となっている。
- ・入山者の減少や経営者の高齢化に伴い、遭難救助や登山道整備の現場で重要な公益的機能を果たしてきた山小屋などの経営状況が厳しくなっている。
- ・少子高齢化や人口減少等の社会経済状況の変化による国や自治体の財政状況は厳しさを増している。

【課題】

- ・自然保護と利用環境維持のための**財源不足**
- ・財源不足による整備不足を要因とした**魅力低下**

【解決策の提案】

- ・**新たな利用者負担**（任意の協力金）により利用者が**保護・管理**に協力する仕組みづくり

（一例）群馬県が管理する歩道施設の現状 【R5-6群馬県実態調査による試算】

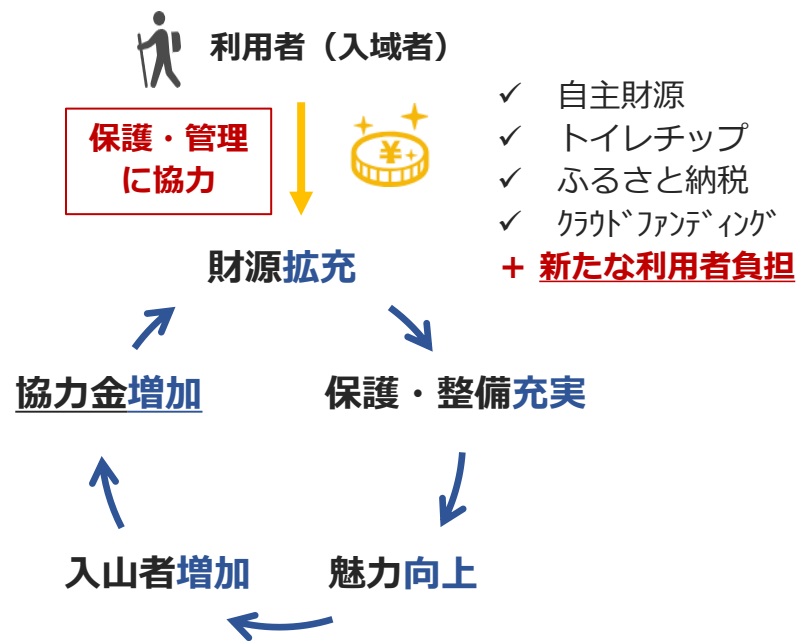
歩道施設の距離等から再整備に必要な今後の費用を試算



※1 工夫による削減とは、利用状況を踏まえた歩道施設の撤去や単線化等のこと。

※2 歩道施設の再整備費用は1mあたり20万円、耐用年数10年として試算。

新たな利用者負担でめざす好循環



（目的）尾瀬国立公園の活性化

- ・保護と利用の好循環の実現 = 楽しむほどに守られる
- ・みんなの尾瀬をみんなで守る意識醸成

2 検討及び実証実験のスケジュール

2024(R6)	2025(R7)	2026(R8)	2027(R9)	2028(R10) 以降
<p>群馬県</p> <p>《提案》 新たな利用者負担による公園維持管理手法の導入検討</p>	<p>群馬県・関係者 × 環境省 × 公園関係者</p> <p>試行方法等の検討</p>	<p>群馬県・関係者 × 環境省</p> <p>群馬県側で実証実験（試行） 課題抽出・分析 最適化</p>	<p>群馬県・関係者 × 環境省 × 公園関係者</p> <p>試行結果検証・協力金制度検討 【尾瀬国立公園協議会等で情報共有】</p>	<p>《提案》 群馬県側での実証実験結果等を踏まえ、尾瀬国立公園協議会に改めて提案予定</p>
<p>実証実験の進め方</p>	<p>基礎調査</p> <p>利用者アンケート調査 (R7.8月・回収率37.9%)</p> <p>先行事例調査 (資料収集・ヒアリング)</p> <p>会議開催</p> <p>群馬県尾瀬入域協力金等検討会義 (制度設計等)</p> <p>群馬県尾瀬入域協力金等検討に係る連絡調整会議 (情報共有・意見交換)</p>	<p>実証実験（1年目）</p> <p>基礎的な事項の実証 (協力率,収受方法,IT等)</p> <p>期間限定（短期）</p> <p>趣旨・制度の周知広報 (利用者の理解促進)</p> <p>会議開催</p> <p>検討会議・連絡調整会議を継続 (制度改善・意見交換)</p>	<p>実証実験（2年目）</p> <p>制度改善のための諸課題解決を重視した実証 (協力率向上,IT改善等)</p> <p>期間拡大（長期）</p> <p>収受主体による協力金の管理・分配機能の実証</p> <p>会議開催</p> <p>検討会議・連絡調整会議を継続 (制度改善・意見交換)</p>	

3 ぐんま尾瀬入域協力金について

尾瀬国立公園全体での新たな利用者負担制度の導入について検討するため、令和8～9年度で実証しようとする「ぐんま尾瀬入域協力金」の概要は次のとおりです。

1. 理念と目的

- ・群馬県尾瀬憲章の理念をふまえ、尾瀬を後世に引き継ぐため、保護と利用の好循環（楽しむほどに守られる）を実現する。
- ・みんなの尾瀬をみんなで守る意識醸成を図るとともに、特定主体だけでなく、利用者も財源を負担する管理運営体制を構築する。

2. 制度

任意の協力金

3. 対象者

尾瀬国立公園群馬県域から入域する利用者とする。ただし、福島県域から群馬県域に出域する利用者の協力も受け付ける。

4. 協力金額・收受方法

実証実験等を踏まえて協力金額の目安や收受方法を検討する。

5. 充当範囲・使途

尾瀬国立公園群馬県域で実施される木道の維持管理、登山道整備、自然景観の保全（二ホンジカ対策を含む）を基本とする。

6. 管理運営体制

收受主体として、ぐんま尾瀬入域協力金実証実験協議会を設置する。

4 令和8年度実証実験計画について

期 間：第1回実証実験（有人：収受員を配置）
(想 定) 8月10日(月)～19日(水)の計10日間（1日8時間程度）

第2回実証実験（無人：収受箱を設置）
9月11日(金)～20日(日)の計10日間（24時間）

場 所：①鳩待峠「道標付近」 ②大清水「第2売店前」

協力金額：500円/口（目安） ※協力者には協力者証を配布（第2回は設置式）

除外対象：子ども（中学生以下）、管理者等

方 法：現金及びキャッシュレス決済

評価検証：協力率の把握、協力金による影響など

実施主体：ぐんま尾瀬入域協力金実証実験協議会【事務局：群馬県】



①鳩待峠「道標付近」



②大清水「第2売店前」

5 ぐんま尾瀬入域協力金実証実験協議会について

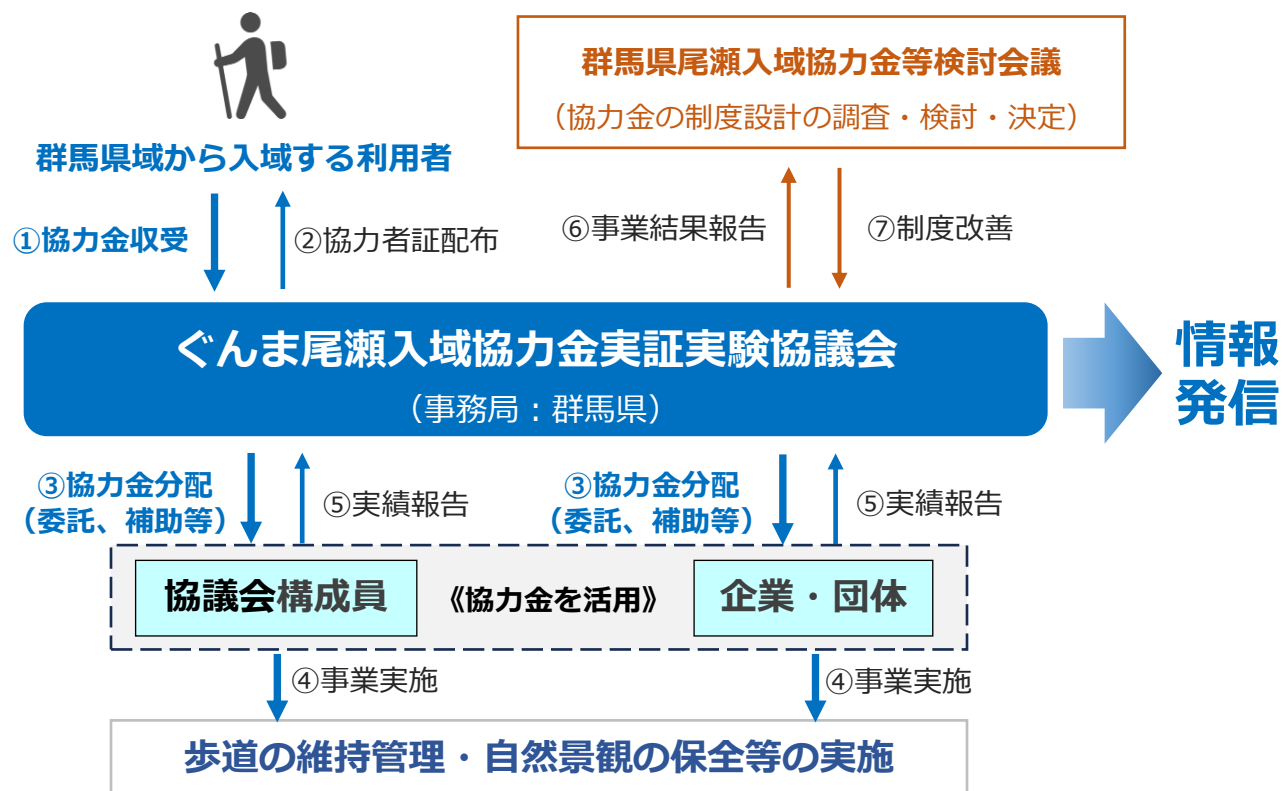
- 協力金の**收受主体**として次の事務及び事業を行うため、ぐんま尾瀬入域協力金実証実験協議会を設置する。
 - ・ぐんま尾瀬入域協力金の收受、管理（透明性確保）
 - ・実証実験にかかる情報発信、周知広報
 - ・ぐんま尾瀬入域協力金を活用した事業計画の策定（使途や分配方法を検討し決定）
 - ・事業計画に基づく事業（木道の維持管理、登山道整備、自然景観の保全（シカ対策を含む）等）の実施、報告

協議会構成員

- 行政機関・管理者
- 尾瀬で保全及び維持管理活動を実施する団体
- 有識者、オブザーバー

等

全体のスキーム



6 令和8年度実証実験における評価検証項目（案）

1. 協力率の把握

収受方法（有人・無人）ごとに、実際の協力率を把握

2. 協力金導入による影響

① 利用者の意識調査

アンケート調査等の実施

② トイレチップの変化（利用者負担を導入している既存制度）

③ 尾瀬国立公園の利用状況

来園者数の動向等を公表資料やヒアリング等を通して把握

3. 収受事務コストの確認、収受主体の機能検証

収受主体が協力金を適正に管理し活用するための運営体制、持続可能な制度設計に必要な改善策を検討

議案第 4 号 令和 8 年度収支予算

収入の部

項目	予算額 (千円)	備考
諸収入		
1 協力金	3, 290	
合計	3, 290	

支出の部

項目	予算額 (千円)	備考
事業費	0	
その他	150	振込手数料、キャッシュレス決済手数料 等
合計	150	